

▼その他の必要な手続き（各地域庁舎市民福祉課でも手続きができます）

対象者	異動手続きに必要なもの（必ず印鑑をお持ちください）			窓 口
	転出するとき	転入したとき	市内で転居したとき	
国民健康保険または後期高齢者医療に加入している方、福祉医療証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険証 ○国保限度額適用・標準負担額減額認定証 ○国保高齢受給者証 ○後期高齢者医療保険証 ○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ○国保または後期高齢者医療特定疾病療養受療証 ○重度心身障害(児)者医療⑧・子育て支援医療⑨・ひとり親家庭等医療⑩の医療証 	<ul style="list-style-type: none"> ○世帯主の印鑑 ○健康保険証 ○所得・課税証明書 ○後期高齢者医療の負担区分証明書（県外からの転入の場合、前に住んでいた市区町村で発行されたもの） ※⑧・⑨・⑩の該当要件は市区町村で異なります。詳しくは窓口へ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険証 ○国保限度額適用・標準負担額減額認定証 ○国保高齢受給者証 ○後期高齢者医療保険証 ○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ○⑧・⑨・⑩の医療証 ※世帯内変更で、世帯主または続柄が変わったときも同じ。 	<p>本所国保年金課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国保医療担当 ☎内線124 ○後期高齢者医療担当 ☎内線126
<p>【共通】 ○対象者及び世帯主のマイナンバーカードまたは通知カード、本人確認書類（詳しくは市HP「国保の手続き」をご覧ください）</p> <p>※届出によっては世帯主の印鑑(認印)が必要な場合あり(シャチハタ印等は不可)。</p>				
国民年金に加入している方	<p>【共通】 ○年金手帳</p>	○年金証書	○年金証書	<p>本所国保年金課 ☎内線113</p>
介護保険証をお持ちの方	○介護保険証	○前に住んでいた市区町村で発行された介護保険証(住所地特例施設に入所される方)	○介護保険証	<p>本所長寿介護課 ☎内線187</p>
児童手当を受給している方	○受給者の印鑑	<ul style="list-style-type: none"> ○受給者の印鑑 ○預金通帳 ○健康保険証 ○マイナンバーカードまたは通知カード 	届出は不要です	<p>本所 子育て推進課 ☎内線151</p>
児童扶養手当を受給している方	<p>【共通】 ○児童扶養手当証書</p>	○マイナンバーカードまたは通知カード		
障害者手帳等、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	<p>特になし ※新住所地に変更の届出を してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険証 ○所得・課税証明書 ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○自立支援医療受給者証 ○マイナンバーカードまたは通知カード 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○自立支援医療受給者証 ○障害福祉サービス受給者証 ○マイナンバーカードまたは通知カード 	<p>本所福祉課 ☎内線137</p>
犬を飼っている方	<p>特になし ※新住所地に鑑札をお持ちの上、変更の届出を してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○前住所地での鑑札 ※鑑札を紛失の場合は、再交付扱いとなり、1,600円の手数料が必要です。 	お持ちいただくものはありませんが、届出が必要です	<p>健康課 (にご♥ふる) ☎内線362、 ☎25 - 2731</p>

※国保加入と同時に、市外へ転出している学生も国保に加入する場合は、在学証明書と住所を確認できる書類の提出が必要です。

●進学で市外へ転出したとき

▼必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・在学証明書（入学前の場合は、合格通知書で手続きができますが、後日、在学証明書の提出が必要）

※学生用の保険証の有効期限が切れる場合は、期限の延長や資格をなくす手続きが必要です。

国民年金の手続き

問本所国保年金課☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

●職場の厚生年金や共済組合に加入したとき

▼必要なもの

- ・職場の健康保険証

- ・印鑑
- ・年金手帳

●職場の厚生年金や共済組合を離脱したとき

▼必要なもの

- ・健康保険・厚生年金保険資格等喪失連絡票
- ・印鑑
- ・年金手帳
- ※扶養している配偶者（60歳未満）がいる方は併せて届出が必要です。

転入・転出手続きガイド

進学や就職、転勤などで引っ越しが多くなるこれからの季節。忘れずに転入や転出の手続きをしましょう。

市役所への届出

引っ越しの際は、住民異動届（転入・転居・転出）の提出が必要です。手続きの際は、異動届を提出する（窓口に来庁する）方の本人確認書類をご提示ください。

※本人確認書類…運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）等。

問 本所市民課 ☎内線111または各地域庁舎市民福祉課へ

●転出するとき

本市から他の市区町村へ引っ越しする場合、転出証明書を発行します。

転出予定日の14日前から手続きができます。

▼必要なもの

- ・印鑑登録証（登録をしている方）
- ・マイナンバーカード（お持ちの方）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・国民健康保険証（加入している方）
- ・後期高齢者医療保険証（加入している方）
- ・年金手帳（お持ちの方）
- ・介護保険証（お持ちの方）

※新住所地に引っ越した日から14日以内に転入手続きをしてください。

●転入するとき

他の市区町村から本市に引っ越した方は、住み始めた日から14日以内に手続きをしてください。

▼必要なもの

- ・前に住んでいた市区町村からの転出証明書
- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・在留カードまたは外国人登録証（外国籍の方）
- ・世帯主の印鑑（国民健康保険に加入する方）
- ・後期高齢者医療保険の負担区分証明書（県外からの転入の場合、前に住んでいた市区町村で発行されたもの）
- ・年金手帳（お持ちの方）、年金証書（年金を受給している方）
- ・前に住んでいた市区町村で発行された介護保険証（住所地特例施設に入所される方）

●市内で転居したとき

転居した日から14日以内に届出をしてください。

▼必要なもの

- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・在留カードまたは外国人登録証（外国籍の方）
- ・国民健康保険証（加入している方）
- ・後期高齢者医療保険証（加入している方）
- ・年金手帳（お持ちの方）、年金証書（年金を受給している方）
- ・介護保険証（お持ちの方）

●世帯内に変更があったとき

世帯主が変わるなど、世帯の中で変更があった場合、14日以内に届出をしてください。

▼必要なもの

- ・国民健康保険証（世帯で加入している全員分）

以上のような異動届のほか、福祉医療や児童手当等の届出も必要です。手続きをしないと、給付を受けられなくなることがあるので、受給している方は、右ページの表をご覧くださいの上、忘れずに手続きをしてください。

上下水道部への届出

水道を使わなくても、届出をしないと、引き続き水道料金がかかります。引越しの際、次のような場合は届出が必要です。

▷水道を使用しなくなるとき

▷新たに水道を使用するとき

▷使用者、所有者が変わるとき

※3日前（土曜・日曜日、祝日を除く）までにご連絡ください。

※所有者変更以外は、電話で届出ができます。

※料金のお支払いは口座振替をお勧めします。なお、市内または三川町内に転居し、引き続き同じ金融機関の口座振替を希望する場合は、併せてご連絡ください。

問 上下水道部お客さまセンター ☎23 - 7609

国民健康保険と国民年金の切替え手続き

※このほかの場合は、本号9・10ページ。

就職、転職、離職等をした方は、次の場合に手続きが必要です（対象者及び世帯主〈国民年金の場合は不要〉のマイナンバーカードまたは通知カード、本人確認書類が必要）。

国民健康保険の手続き

問 本所国保年金課 ☎内線124または各地域庁舎市民福祉課へ

●職場の健康保険に加入したとき

▼必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・国保高齢受給者証
- ・職場の健康保険証
- ・福祉医療証



●職場の健康保険を離脱したとき

▼必要なもの

- ・健康保険・厚生年金保険資格等喪失連絡票
 - ・世帯主の印鑑
 - ・福祉医療証
- ※国保加入日は、職場等の健康保険を離脱した日です。

鶴岡市市民便利帳協働発行事業者を募集します

■本所総務課 ☎内線316

各種行政サービスの利用手続や公共施設の案内、市民の暮らしに役立つ情報等を掲載した鶴岡市市民便利帳を作成するため、協働発行事業者を募集します。

募集要領や市民便利帳の詳細は市HPをご覧ください。

■市民便利帳の概要

- ①発行時期 平成30年7月下旬（予定）
- ②発行部数 約5万7,000部（全戸配付用、転入者用）
- ③規格等 A4判・約150ページ・全ページ4色刷り（フルカラー）
- ④掲載情報 行政情報（市の概要、窓口・手続き、公共施設案内等）、地域情報、広告等

■選定方法

- ①公募型プロポーザルで募集
- ②市が設置する選定委員会で提案書等を審査
- ③最も評価が高い者を協働発行事業者として決定

■プロポーザルのスケジュール（抜粋）

公募開始 3月1日☉

質問受付期限 3月8日☉
 参加申込受付期限 3月20日☉
 資格審査結果通知 3月26日☉
 提案書等提出期限 4月2日☉
 選定結果通知 4月上旬（予定）

■注意事項

- ※協働発行事業者は企画、編集、印刷、製本及び配付に係る一切の業務を行うものとし、その際、市と十分協議し、市の承認を得なければならない。
- ※制作から配付まで発行に要する一切の費用は、協働発行事業者が負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。
- ※協働発行事業者は紙面の30%以内の範囲で広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は協働発行事業者に帰属するものとする。
- ※広告主の募集・広告の制作等は、協働発行事業者が行うものとし、広告掲載の取扱いについては、鶴岡市広告掲載要綱の規定を遵守する。

マリカ駐車場をご利用ください

■本所都市計画課 ☎内線493

鶴岡駅前にあるマリカ駐車場は約760台の駐車スペースがあり、マリカ東館1階のつるおか食文化市場FOODEVER、鶴岡駅の利用をはじめ、駅前近郊での用事の際に使いやすい立地となっています。天気が悪いときも快適に駐車でき便利です。ぜひご利用ください。

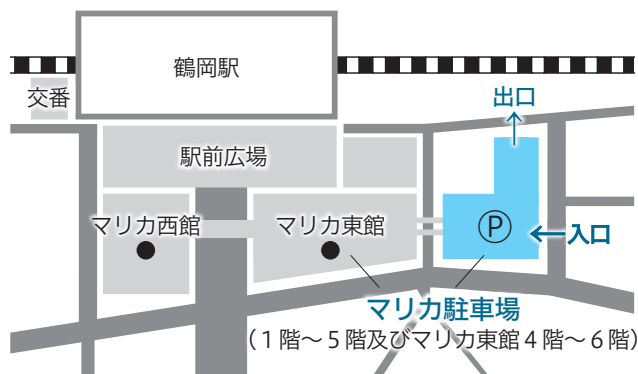
■住所 市内末広町15番12号

■時 24時間営業

■費 3時間まで無料（3時間を超える場合は30分ごとに100円加算）

※1日最大800円。

■他 車両高さ制限2.1m。クレジットカード不可



■月極契約もできます

■費 月額5,700円

詳しくは鶴岡市開発公社 ☎22 - 9069にお問合せください。

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

☎本所国保年金課 ☎内線173または各地域庁舎市民福祉課へ

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤です。その運営は被保険者の皆さんの納める保険料で行われています。この10年で国民の医療費は1.3倍（2005年33.1兆円→2015年42.3兆円）になり、団塊の世代が全員75歳以上になる2025年には、61.8兆円にも上る見込みです。高齢化に伴う医療費・保険料負担の増加等の課題に対応し、将来にわたって国民皆保険を守り続けるため、都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。

○見直しの柱

- ・都道府県と市区町村がともに国民健康保険の保険者（共同運営）となり、それぞれの役割を担います。
- ・共同運営に合わせ、1,700億円規模の財政支援（公費拡充）を行います。

この見直しによって、国民健康保険財政の健全化が図られます。また、都道府県と市区町村が協力することで、より効率的で安定した国民健康保険制度の運営が行われます。

○見直しによる主な変更点

■保険者の変更

国民健康保険の財政運営が県内市町村と山形県の共同運営となります。

※保険税の納付先や保険給付の申請、各種届出の窓口は引き続き鶴岡市です。



■都道府県と市区町村の主な役割分担

山形県

- ・財政運営の責任主体
- ・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進
- ・市町村ごとの標準保険料を算定・公表
- ・保険給付費等交付金の市町村への支払い

鶴岡市

- ・国保事業費納付金を県に納付
- ・公表標準保険料率等を参考に保険料率を決定
- ・資格を管理（被保険者証等の発行）
- ・保険税の賦課・徴収
- ・保険給付の決定・支給
- ・保健事業の実施

国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦です。持続可能な社会保障制度の確立を図るため、制度見直しにご理解、ご協力をお願いします。

■被保険者の利便性向上・負担軽減

被保険者証と高齢受給者証が1枚になります

平成30年8月の一斉更新で、新しい被保険者証等に「山形県」が表記されます。また、これまで被保険者証と高齢受給者証（70歳以上の方）は分かれていましたが、被保険者証に高齢受給者の負担割合（1割～3割）が表記され、被保険者証1枚で済むようになります。

※現在お持ちの被保険者証と高齢受給者証の有効期限は7月31日^④です。8月1日^④から使用する新しい被保険者証は7月末までにお送りします。

高額療養費の通算方法が変わります

県内の市町村間で転居した場合、転居前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払回数が通算され、該当する被保険者の高額療養費の自己負担限度額が軽減されます。 ※同じ世帯と認められるとき…世帯異動の前後で世帯主に変更がない世帯、または同一世帯内で世帯主を変更した世帯。

◎今回の制度改正によって加入者の負担軽減が図られるよう、国保税率の見直しを検討しています。

市政



市役所本所市民課の窓口を休 日開設・平日時間延長します

3月下旬～4月上旬は住所変更に関する手続きで市民課の窓口が大変混雑します。窓口を休日開設・平日時間延長しますので、ぜひご利用ください。

▼休日開設 3月25日①・31日①、4月1日①・7日①午前8時30分～午後5時15分

▼平日時間延長(午後7時まで) 3月26日①～30日①、4月2日①～6日①

▼取扱い業務 住民異動手続きに関する届出、印鑑登録、戸籍・住民票・印鑑・所得・課税等の各種証明

▼取扱いできない業務 住民基本台帳カード・マイナンバーカードを利用した転入や海外からの転入の届出、住民基本台帳ネットワークを利用した手続き(マイナンバーカードの交付や広域交付住民票発行等)、電子申請、パスポート、船員手帳、納税証明

▼マイナンバーカードをお持ちの方 コンビニエンスストアでも各種証明書を取得できます

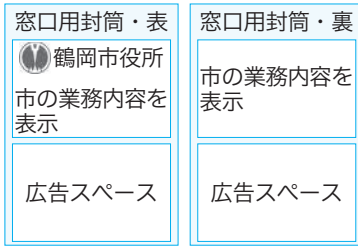
問本所市民課☎内線1111

住民票の写し等の各種証明書を得るために使用する 広告入り窓口用封筒 寄附者募集

規格・予定数量 ①角型2号程度 (A4判の用紙が入る大きさ) : 7万枚

枚 ②角型6号程度 (A5判の用紙が入る大きさ) : 2万枚 ■封筒の表示 広告スペースは封筒の表面及び裏面の下部40%以内、市章・市の業務内容を表示 ■設置期間 8月1日①～来年7月31日①

設置場所 本所 市民課及び各地域庁舎市民福祉課の窓口、その他市長が指定する場所 ①鶴岡市広告掲載要綱、鶴岡市広告入り窓口用封筒の寄附に関する取扱要領を確認の上、3月16日①～30日①に窓口用封筒寄附申込書(関係書類を添付)を本所市民課☎内線158へ ②他市HP



平成29年鶴岡市消防本部管内 火災・救急の概要

▼出火件数、損害額、死者・負傷者数 総出火件数は47件で過去5年間のうち3番目に多く、住宅火災は16件で過去5年間のうち2番目に多いです。火災による損害額は5,480万円で、前年より1,469万円増です。死者は5人で前年より4人増、負傷者は5人で前年同です。

▼出火原因第1位は「たき火」 出火原因は「たき火」が6件で最も多く、次いで「電灯・電話等の配線」「放火」が各4件、「こんろ」が3件です。そのうち住宅火災の出火原因は、「電灯・電話等の配線」が3件、次いで「こんろ」「放火」が各2件です。▽住宅用火災警報器 定期的に掃除・点検し、本体は10年を目安に交換しましょう。

のうち住宅火災の出火原因は、「電灯・電話等の配線」が3件、次いで「こんろ」「放火」が各2件です。▽住宅用火災警報器 定期的に掃除・点検し、本体は10年を目安に交換しましょう。

▼救急出動件数は1日平均15・8件 救急出動件数は5,803件で、前年より223件増です。救急車で搬送された人員は5,426人で前年より144人増です。搬送の事故種別では、「急病」が3,755人で全体の69・2%を占め、次いで「一般負傷」が668人、「転院搬送」が502人です。

年	出火件数 (うち住宅)	救急出動件数
H25	54(20)	5,672
H26	49(11)	5,882
H27	46(10)	5,677
H28	36(15)	5,580
H29	47(16)	5,803

問消防本部☎22・8330

福祉・年金・医療



後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療費などの推計を基に、2年ごとに見直しを行っています。平成30・31年度の保険料率等は次のとおりです。

■所得割率 8・01% ■均等割額 年4万1,100円 ■賦課限度額 年62万円 ■均等割保険料軽減対象の拡

市長の

一筆入魂

(2)

「地域の悩み、課題を解決すること」。銀行も、大学も、行政も、それが使命なのだ。教えてくれたのは、庄内銀行頭取や東北公益文科大学学長などの要職を務められた町田審さん。約四年前、東京から故郷・鶴岡へUターンし、三年ほどお世話になった公益大で、ご指導を受けた。

教員も単に教えるだけでは不十分で、学生や地域の方々と地域が抱える課題の解決に取り組むことで共に成長するのだ。率直な言葉は、どれもすっと心に落ちることばかりだった。若い世代の声に真剣に耳を傾け、良い意見だと思えば、「そう、その通り」と熱く語りかけてくる。市長の仕事への挑戦を決め、お手紙を送ったときには、「一生あなたのメンター(教育係)になりますよ」とのお電話を頂いた。突然の訃報に接し、もっと相談したかったとの思いが募った。頂いた著書には、「我が人生の友へ」と、記してあった。弟子の末席に加えていただくことができただのかどうか、今となっては確認の仕様がわからない。これまでの地域の経済、教育への多大なるご貢献に感謝申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申

充 2割・5割軽減対象者 ■入院時
食事代 1食460円(低所得世帯を
除く) ④本所国保年金課☎内線12
7または各地域庁舎市民福祉課へ

人工透析を受けている方に 通院交通費を助成します

① 次の全てに該当する方 ①本市に住
民登録があり、腎臓機能障害による身
体障害者手帳をお持ちの方 ②人工透
析療法を受けるため交通機関(家用
車を含む)を利用して通院している方

③本人及び同居世帯の生計中心者が所
得税を課税されていない方 ④生活保
護等で通院交通費の給付を受けていな
い方 ■助成額 通院交通費として実
際にかかった額と交付基準額のうち、
低い方の額 ⑤3月30日⑥まで申請書

・通院報告書と領収書(タクシー等を
利用した方のみ)を本所福祉課☎内線
136または各地域庁舎市民福祉課へ

平成30年度分福祉タクシー 券・福祉給油券の交付

対象者に申請書をお送りしています。
希望の方は申請書に必要事項を記入し、
必ず押印の上、投かんしてください。
届かない・紛失した・新たに対象にな
った方はお問い合わせせ
ください。

⑦ 次のいずれかに該当す
る方 ①身体障害者手帳
1級〜3級 ②療育手帳
A ③精神障害者保健福



祉手帳1級 ④本所福祉課☎内線13
6または各地域庁舎市民福祉課へ

国民年金保険料の 納め忘れはありませんか

国民年金保険料は、20歳から60歳ま
での40年間納めることになっています。
納め忘れた期間があると、年金が減額
されたり、万が一のとき、障害基礎年
金や遺族基礎年金が受けられなくな
たりすることもあるので、忘れずに納
めましょう。

▼保険料の免除・納付猶予等 保険料
の一部免除(4分の3・半額・4分の
1免除)の承認を受けた期間は、一部
納付保険料を納めない、年金の受給
資格期間には含まれず、受け取る年金
額にも反映されません。また、納付猶
予や学生納付特例の承認を受けた期間

は、年金の受給資格期間には含まれま
すが、受け取る年金額には反映されま
せん。このため、将来、受け取る年金
額を増やすために、免除や納付猶予を
受けた期間の保険料を、10年前の分ま
で遡って納付(追納)することができ
ます。ただし、納付対象月の属する年
度の翌々年度を過ぎると、加算金が付
きますのでご注意ください。

▼口座振替を利用すると納め忘れがあ
りません 預金通帳・預金通帳届出印
鑑・国民年金納付書を準備の上、金融
機関窓口や鶴岡年金事務所にお申し込
みください。口座振替でその月の保険
料をその月の月末に納付すると、月額

50円割引となる早割制度があります。
クレジットカードで納付できる制度や
保険料が割引される前納制度もありま
す。

▼保険料の後納制度は平成30年9月ま
で 過去5年間に納め忘れた保険料を
納付することができると後納制度は、将
来受け取る年金額を増やしたり、年金
を受給できなかった方が、保険料を納
付することで受給できたりする場合は、
あります。この制度が利用できるのは、
平成30年9月末日までです。既に後納
制度を申し込んだ方は納付書記載の使
用期限まで納付をお願いします。

⑧ 鶴岡年金事務所☎23・5040、本
所国保年金課☎内線113または各地
域庁舎市民福祉課へ

こんなときは国民年金の 加入、変更の手続きを

▼会社員とその配偶者(加入者) □
被用者年金をやめたとき ⑨本人・配
偶者の退職年月日を証する書類(離職
票等)、年金手帳、印鑑 □配偶者の
扶養から外れたとき ⑩扶養から外れ
た日を証する書類、年金手帳、印鑑

▼学生、無職の方、自営業者の方等
□被用者年金に加入していない方が20
歳になったとき ⑪日本年金機構 □
転入・転出・転居で住所や氏名が変わ
ったとき ⑫年金手帳、年金証書、印
鑑 □被保険者が死亡したとき(死亡
一時金・遺族基礎年金を請求できる
場合あり)、国外転出や年金受給額を

し上げます。

二月は、国の重要無形文化財である
黒川能の王祇祭、中田喜直先生の名曲
『雪の降る街を』のメロデー発想の
地として三十三回目を迎えた鶴岡音楽
祭と大きな行事が続いた。

黒川能・上座の当屋・五十嵐久内さ
んのご自宅を訪れると、私が幼い頃、
我が家を訪問し、お仕事をされたのだ
と言う。一世一代の大役の当屋頭人と
新しい市長。そこに不思議な縁を感じ、
直接私に伝えたかったとのことで、準
備慌ただしい中、待っていてくれた。
その後、初めて観能した下座での大地
踏み。まだ小学校前の男児が、地域の
先輩に支えられながら、堂々と演じ切
っていた。

喜直先生の奥様・中田幸子先生が指
揮棒を振るう鶴岡音楽祭のフィナーレ
は、会場全員が一体となった『雪の降
る街を』の大合唱。幅広い年代層の市
民がつくり、参加し、つないできた音
楽祭。私は、これこそが新しい文化会
館の実質的なこけら落としなのだ、と
思った。

伝統芸能、芸術・文化を守り、伝え、
発展させてきたそれぞれの地域と活動
には、課題を解決するために必要な人
材の育成力が内包されている。地域と
つながって地域の悩みと課題を解決す
る、市役所が仕事を進める上で忘れて
はいけない視点である。

皆川 治

増やすために任意加入するとき（☆）
保険料の納付が困難なとき（学生納付
特別や免除申請をするとき）（☆）
年金手帳、印鑑

▼共通 14日以内に（☆）は速や
かに）本所国保年金課☎内線113ま
たは各地域庁舎市民福祉課へ 他追加
の書類が必要な場合あり。本人以外の
手続きは委任状が必要

子育て・教育



子供の携帯電話等には フィルタリングの設定を！

子供に携帯電話・スマートフォンを
持たせる場合は、フィルタリング（イ
ンターネット上の有害サイトへのアク
セスを制限する機能）を設定しましよ
う。また、インターネットに接続可能
な携帯ゲーム機や音楽プレーヤー等に
ついては、フィルタリングの設定をお
勧めします。

▼携帯電話・スマートフォンは、利用
目的・方法・時間・料金等を家族でよ
く話し合ってから利用しましょう
岡青少年育成センター☎25・2019

生活・その他



Jアラートの全国一斉情 報伝達訓練を実施します

地震・津波や武力攻撃などの災害が

発生した場合、その緊急情報は、全国
瞬時警報システム（Jアラート）によ
り国から市町村に伝えられ、住民の皆
さんに伝達されます。訓練当日は、防
災行政無線による試験放送が行われま
すので、災害と間違えないよう注意し
てください。

3月14日☎午前11時頃 放送内容
チャイム音↓「これはJアラートのテ
ストです」3回↓「こちらは防災つる
おかです」↓チャイム音 岡本所防災
安全課☎内線163

市民の皆さんのご参加をお願いします 鶴岡地域春の清掃フリーン作戦&側溝清掃

日・場▽クリーン作戦と側溝清掃 4
月8日①：第二・第三学区 15日①：
第一・第五学区 22日①：第四・第六
学区 ▽クリーン作戦 3月25日①：
西郷地区 4月8日①：斎・黄金・京
田・栄・上郷地区、小波渡自治会 15
日①：大泉・三瀬・湯野浜地区、堅若
沢自治会 22日①：湯田川・田川・由
良地区 5月6日①：加茂地区 13日
①：大山地区 ■ごみ等の回収・運搬
▽クリーン作戦 第一～第六学区：当
日午後 他地区：翌日から2日以内
▽側溝清掃 2日以内 申▽クリーン
作戦：廃棄物対策課☎内線677 ▽
側溝清掃：本所土木課☎内線448

ごみの分け方出し方を もう一度確認しましょう

3月はごみの量が増え、違反ごみが

ごみステーションに残されることが多
くなります。ごみは正しく分別して出
しましょう。

▼間違いやすいもの ▽缶・びん 軽
くすすいで固形物が付いていなければ
本体は緑色袋へ。ふたは素材ごとに青
か桃色袋へ（△の表示がないもの
や、お菓子などの缶で「リサイクル」等異な
るマークのものは青色袋へ）▽ペッ
トボトル 軽くすすいで本体は黄色袋
へ。ふたとラベルは桃色袋へ ▽スプ
レー缶 中身を使い切ってから青色袋
へ ▽かさ 付属の留め具ではなく、
1本ずつ別のひもで縛る（回収日は青
色袋の日。袋に入れなくても可）
岡廃棄物対策課☎内線677

市営住宅の入居者を募集

住宅名	間取り等	戸数
ちわら住宅	3DK (子育て向け)	3
美原住宅	3階・3DK 1階・2DK (高齢・障害者向け)	1
稲生住宅	2階・2LDK 2階・3DK (高齢・障害者向け)	2
みどり住宅	1階・2DK (高齢・障害者向け)	1
大西住宅	3階・2LDK 3階・2LDK	1
大山住宅	1階・2DK (高齢・障害者向け)	2
ふじなみ住宅	平屋・3LDK (子育て向け)	1
荒川住宅	平屋・4LDK (子育て向け)	1
紅葉岡住宅	1階・3K 3階・3DK	1
柳原住宅	3階・3DK	1

入居時期 5月中旬以降 申3月1

日①20日☎に本所建築課☎内線48
3または各地域庁舎産業建設課へ

公共下水道事業負担金

公共下水道鶴岡地区内の次の対象区
域について、平成30年度から新たに公
共下水道事業負担金を納めていただき
ます。対象区域内の土地を所有する方
に、公共下水道事業受益者申告書を4
月に送付します。

■対象区域 茅原地区、茅原北土地
画整理事業地内、青龍寺地区、湯田川
地区、藤沢地区、岡山地区、加茂地区、
大山地区、友江地区、下川地区の各一
部 岡上下水道部下水道課☎25・58
60内線453

水道メーター取替えの 予定時期と地区

水道メーターは法律によって使用期
限（8年間）が定められているため、
定期的に取り替えを実施しています。

4月～12月 場▽鶴岡地域：文園町、
昭和町、東新斎町、美原町、末広町、
文下、大塚町、寿、湯田川、藤沢、岡山
高田、北京田、福田、豊田、安丹、中
野京田、平京田、西京田、中京田、関
根、東目、坂野下、西目、三瀬、小波渡、
堅若沢、菱津 ▽藤島地域：上町、古
郡、大川渡、谷地興屋、下中野目、豊栄、
上新田、温泉 ▽羽黒地域：玉川、清
水、大口、市野山、増川新田、野荒町、
十文字、今野、東山、亀井町、池ノ仲

市長と対話してみませんか？

「市長との対話集会」開催希望を募ります

☎本所総務課 ☎内線306

「市長との対話集会」は市内で活動する団体やグループが、それぞれ抱える課題や問題について市長と直接対話を行うことで市政と市民の意思疎通を図り、協働によるまちづくりを推進することを目的としています。

開催日時

1回1時間30分程度とし、日時は開催を希望する団体等と調整し決定します

対象

市内で活動している団体やグループ
※営利目的、宗教・思想・政治等の目的の団体はご遠慮ください。

開催場所

原則として、会場の手配・準備等は申込み団体でお願いします

内容

①市長の話（約30分） ②意見交換等

申込み方法

▷ 所定の開催希望票に必要事項を記入し、郵送、ファクス、電子メールまたは直接同課秘書係（〒997-8601市内馬場町9-25、FAX24-8405、メールtsuruoka@city.tsuruoka.yamagata.jp）へ

▷ 開催希望票は本所総務課及び各地域庁舎総務企画課に設置。市HPからもダウンロードできます。また希望があれば郵送します

▷ 申込みは随時受け付けます

その他

開催結果は必要に応じて公表します



▽ 檜引地域：黒川上、宮ノ下、黒川中、宝谷、桃平
▽ 朝日地域：上名川、下名川
▽ 温海地域：温海、木野俣、温海川
☎ 上下水道部お客さまセンター ☎ 23・7609
☎ 他予定地区以外でも取替えを実施する場合があります

平成30年度水質検査計画を公表します

安全・安心な水道を利用するために、水質検査の方針、検査項目・頻度、採水場所等を定めた同計画を市HPに掲載しています。同計画へのご意見等がある方は、上下水道部水道課 ☎ 23・7732 にご連絡ください。

雪崩に注意!!

融雪期は降雨や気温上昇によって、雪崩が発生しやすくなります。外出の際は、気象情報等に留意し、事故に遭わないようにしましょう。また、山の斜面の雪割れ（クラック）等の前兆現象や変化に気付いたときは、安全な場所へ避難し、本所防災安全課 ☎ 内線185 にご連絡ください。

3月は「自殺対策強化月間」大切な「こころ」といのちのために

本市では平成18年〜27年の10年間で370人の大切な命が自殺で失われています。自殺の多くは様々な悩みや問題を一人で抱えるうちに複雑化し、心理的に追い詰められた状態から起こるといわれています。

春は進学や就職、異動など生活環境の変化によって体や心の調子を崩しやすい時期です。掛け替えない大切な「こころ」と「いのち」を守るために身近な人が悩んでいたら、勇気を出して声を掛けましょう。また、悩み事がある方は一人で悩まず、まずは周囲の人に相談しましょう。誰かに相談することで解決できる問題もあります。解決が困難なことでも一緒に考える人がいることで気持ちが楽になることもあります。次の相談窓口をご利用ください。

- ▼ 市の相談窓口 健康課（にこふる） ☎ 内線364 または各地域庁舎市民福祉課へ
- ▼ 心の健康・悩み等に関する相談窓口
▽ よりそいホットライン ☎ 0120・279・338
▽ 山形いのちの電話 ☎ 023・645・4343（午後1時〜10時）
▽ 庄内保健所地域保健福祉課 ☎ 66・4931
▽ こころの健康相談統一ダイヤル ☎ 0570・064・556（月曜〜金曜 午前9時〜午後5時）
▽ 心の健康相談ダイヤル ☎ 023・631・7060（月曜〜金曜 午前9時〜午後5時）
▽ 山形県立こころの医療センター内「心の悩み電話相談室」 ☎ 22・3991（毎週火曜 午前10時〜正午）
▽ 心の健康インターネット相談（山形県精神保健福祉センターHP）

